

第32回 地方分権改革有識者会議
第69回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：平成30年2月19日（月）14：00～16：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、石橋良治議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、平井伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、山本隆司構成員

〔政府〕梶山弘志内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、田中良生内閣府副大臣、長坂康正内閣府大臣政務官、大村慎一内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長

議題

- （1）平成29年の地方からの提案等に関する対応方針等について
 - （2）平成29年の取組の総括及び平成30年の提案募集の実施について
 - （3）その他
-

（神野座長） それでは、定刻でございますので、ただいまから「第32回地方分権改革有識者会議・第69回提案募集検討専門部会合同会議」を開催したいと存じます。

委員の皆様方には、大変お忙しい時期でございますけれども、御出席を賜りましたことに深く感謝を申し上げます次第でございます。

本日は、国会開催中でもあり、大変御多用のところを貴重なお時間をやりくりしていただき、梶山大臣、田中副大臣、長坂大臣政務官の政務の皆様方に御臨席を頂戴いたしております。私どものほうから御礼を申し上げます次第でございます。

また、梶山大臣の御挨拶を頂戴する際にはカメラが入りますので、この点も御承知おきいただければと存じます。

本日の出席状況でございますが、有識者会議の市川議員、後藤議員、太田議員、小早川議員、提案募集検討専門部会の野村構成員は所用のため御欠席とのことでございます。また、平井議員は途中で御所用のために退席されると伺っております。

会議の開催に先立ちまして、先日、御就任されました田中副大臣から御挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

（田中内閣府副大臣） 皆様、御苦労さまでございます。

今般、地方分権改革を担当する内閣府副大臣を拝命いたしました田中良生でございます。神野座長を初め、委員の皆様方には、平素より地方分権改革の推進に対しまして多大なる御尽力をいただいておりますことを、まずは心より感謝を申し上げたいと思います。

それでは、座って失礼させていただきます。

前回、昨年12月1日の合同会議において御了承いただきました対応方針につきまして、昨年12月26日、地方分権改革推進本部及び閣議において決定いたしました地方創生や子ども・子育て支援を初めといたします地方の現場の支障に基づく提案に対しまして、きめ細かくその実現を図ることができたところであります。そして、これに基づきまして、第8次地方分権一括法案を今国会に提出する運びとなりました。

本日は、まず、平成29年の地方からの提案に関する対応方針等について御説明をさせていただいた上で、平成29年の取組の総括及び平成30年の提案募集の実施について御議論をいただきたいと思ひます。

本日の御議論を踏まえまして、地方からより積極的に御提案をいただけるよう支援をいたしまして、また、地域の課題等の解決に資するよう、平成30年の提案募集の取組を更に進めてまいりたいと考えております。どうか活発な御議論を賜りますように、よろしくお願ひいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

議事に入ります前に、私どもの会議の議員に交代がございましたので、新たに御就任をいただきました議員の方を御紹介させていただきたいと思ひます。御案内のとおり、戸田善規議員が私どもの会議の議員を辞任され、その後任として、石橋良治邑南町長に新たにこの会議の議員に御就任いただいております。

石橋議員から御挨拶をいただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(石橋議員) 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました、島根県の町村会長をしております邑南町長の石橋でございます。戸田前議員の後を受けて、しっかりと地方創生に資する地方分権になるように、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

隣にいらっしゃる鳥取県の平井知事とは同じ山陰ということで、過去にいろいろな合区の問題もございませうけれども、一緒にまた勉強しながら頑張っていきたいと思っておりますので、知事、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、配付資料を確認させていただきたいと思ひます。お手元の配付資料の御確認をお願ひいたします。

まず、本日の議事次第と配付資料の一覧があるかと思ひます。続いて、座席図と地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の構成員の名簿がそれぞれございませう。

その後、本体資料でございませうけれども、資料1、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針がございませう。資料1-1が概要で、1-2が対応方針の本体でございませう。

資料2が第8次地方分権一括法の概要、資料3が平成26年、27年及び平成28年対応方針のフォローアップの状況です。資料4が平成29年関係府省における予算編成過程での検討を求めるとした提案の措置状況。資料5が平成29年の提案募集の取組状況。資料6が平成30年の提案募集に向けた課題と対応です。資料7が平成30年の提案募集の実施に

ついてで、資料8が提案募集方式の一層の普及に向けた課題と対応方向です。資料9-1が平井議員提出資料の概要でございます、資料9-2が平井議員提出資料の報告書本体となっております。

参考資料として、平成29年関係府省における予算編成過程での検討を求めるとした提案の措置状況、さらに、議員及び構成員の皆様限りという条件で、現在作成中の地方分権改革提案募集方式、取組成果事例集の抜粋版を配付させていただいております。ちなみに本事例集の完成予定は3月下旬を予定しておりますので、それまでにつきましては、取扱いについて御留意を頂戴できればと思います。

それでは、議事に入りたいと思いますので、議事次第を御覧いただければと思います。本日は大きく2つ議事を準備してございまして、1つは「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針等について」、第2が「平成29年の取組の総括及び平成30年の提案募集の実施について」という2つの大きな議事を準備いたしております。もちろん第3として「その他」もあるということでございます。

まず、初めに、第1「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針等について」の審議に入りたいと思います。まず、事務局から、資料1-1から資料4及び参考資料の説明を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(加瀬次長) 分権改革推進室で次長をしております加瀬と申します。着席のまま御説明させていただきます。

それでは、順次資料の御説明に入らせていただきたいと思います。まず、資料1-1と1-2でございます。こちらは昨年末に閣議決定をさせていただきました平成29年の地方からの提案等に関する対応方針の資料でございます、1-1が概要、1-2が対応方針の本文という形になってございます。前回、昨年12月1日にこの会議で御了解をいただきました案をもとにしまして、田中副大臣からもお話がございましたように、12月26日の地方分権改革推進本部の決定を経まして閣議決定し、総理からも一つ一つの施策を着実に実現するよう御指示をいただいたというものでございます。内容につきましては、前回の当会議で御説明をしたものと重複いたしますので、基本的に省略させていただければと考えておりますが、対応方針の進め方に関わる点で、1点だけあらかじめ御説明させていただきたいと思います。

資料1-1の3ページ目でございますが、その右側に、人づくり・医療・福祉とございます。その中の最初のポツに「放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化に関する検討等」という項目がございます。この項目につきまして、おめぐりいただきまして4ページに対応方針の抜粋等をつけてございます。これにつきましては、提案団体でございます地方三団体のほうからも検討をしっかりと進めてほしいという御意見がございます。この検討につきましては抜粋についてでございますけれども、下から2行目の真ん中あたりから書いてございますが、地方分権の議論の場で行うとされております。通例地方分権の検討につきましては夏からということでございますが、その検討に先立ちまして、

事務担当といたしましては、提案募集検討専門部会による検討をさせていただきたいと考えております。

具体的には、本日、本会議の終了後及び4月末ごろの2回、同部会を開催させていただきまして、関係府省である厚生労働省に来ていただき、御説明をお伺いしたい。参酌化に関する検討をできる限り着実に進めてまいりたいと考えてございます。この方針で進めることにつきまして、御了解をいただければと考えておる次第でございます。

資料1の関係は以上でございます。

次に資料2の関係でございます。おめくりいただきまして、資料2を御覧いただければと思います。今回の対応方針を踏まえまして、現在作業中でございます第8次地方分権一括法案の概要でございます。こちらは対応方針のうち法律改正が必要な事項につきまして、一括して法案化するものでございます。3月上旬の閣議決定、国会提出に向けまして、現在作業中のものでございます。このため、左肩に調整中と載せさせていただいているところでございます。

以下、簡単にその概要を御説明させていただきたいと思っております。1ページでございますが、2つ目の枠囲みの右上のほうで、オレンジ色の文字でございますが、15法律を一括して改正と書いてございます。その中身でございますが、改正内容のところAとBと分かれておりますけれども、Aが事務・権限の委譲の関係で3法律でございます。Bが義務付け・枠付けの見直しの関係で14法律でございます。合わせて17法律でございますが、2法律が重複しておりますので、計15法律の改正という形になってございます。

内容でございますが、3ページから個別の項目について概要を付けてございます。まず、①は砒素やエタノールといいました毒物、劇物の原体100%のものでございますけれども、事業者の登録等に関する事務につきまして、国から都道府県へ権限委譲をするものでございます。右側に図がございますが、矢印に記載のとおり委譲するというものでございます。

その次、②でございます。幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、その類型が括弧の中に3つほど書いてございますが、この認定、認可の事務・権限を都道府県から中核市に委譲するというものでございます。枠囲みの左下のほうに※がついてございますが、同じような改正を昨年の第7次一括法で措置をしてございます。本年4月1日から指定都市について委譲が実施されるということでございます。中核市についても、その1年後に施行ということで考えているところでございます。

3ページは以上でございます。4ページに移りまして、義務付け・枠付けの見直しとの関係でございます。まず、①でございますが、災害関係でございます。右側の図にございますように、被災都道府県から要請を受けました応援担当都道府県が区域内の市町村をまとめまして、特定の被災市町村を応援することができる。こちらは熊本地震におきまして実際に行われたということでございますが、これを法制化しまして、根拠規定を設けようというものでございます。

②が災害援護資金の貸付利率の件でございまして、こちらにつきまして、現行、法律で3%となっておりますものにつきまして、市町村が条例で設定できることにしようというものでございます。

5ページ、③の項目でございます。幼保連携型認定こども園に係る居室の床面積の基準でございますが、地価の高い大都市圏を中心に独自の基準設定が可能になるようにするというものでございます。こちらにつきましては、既に保育所について可能になっているものを認定こども園についても措置しようというものでございます。

次は④でございますが、特定教育・保育施設で、※に注釈を載せているところでございますが、認定こども園、幼稚園、保育所のことでございます。こちらにつきまして、個別の施設の利用定員の変更について、現在、市町村から都道府県への協議となっておりますものを、事後届出に見直しをするというものでございます。

同じく⑤も特定教育・保育施設の関係でございますが、こちらは個々の施設の利用定員の減少で、右側でございますが、変更のうち減少でございます。こちらは市町村へ届出となっておりますものを、あらかじめの確認ということに変えるものでございます。

次は6ページでございます。⑥のケアマネジャーです。ケアプランを作成する方でございますけれども、それにつきまして、右側に書いてございますが、5年ごとに専門証の交付を再度受ける必要があるわけでございますが、それを失念しまして業務を行ってしまった場合につきましても、現行ですと一律に登録を削除されて5年間業務ができない。そういう仕事ができないことになっております。こちらにつきまして、情状が特に重い場合のみに限るという形で都道府県知事が決めることができるという改正でございます。

次の⑦の准看護師試験につきまして、現在は都道府県が実施しております。こちらにつきまして、都道府県が指定します指定試験機関、一般社団、一般財団を念頭に置いて試験が実施できる能力を有するところを考えてございますけれども、そちらに委託をすることが可能になるというものでございます。

おめくりいただきまして、7ページは⑧と⑨で、マイナンバーの関係でございます。⑧が例えば右側のIでございますけれども、インフルエンザの予防接種などにつきまして、あるいはⅢの白血病などの小児慢性特定疾病などに関しまして、現在、費用の負担確定のために関係書類を添付していただくことが必要になってございます。こちらにつきまして、マイナンバーによる情報連携で書類の提出の省略ができるようにするものでございます。

⑨は⑧のV、障害者福祉などの関係につきまして、納税情報のマイナンバーによる情報連携が可能となりますよう福祉関係の5法の改正をして、必要な手当てをするという中身でございます。

おめくりいただきまして、最後の8ページでございます。こちらは⑩、⑪とございますが、都道府県経由事務の廃止でございまして、⑩は市町村が競輪を開催します場合に

都道府県を経由して国へ届出をするというものにつきまして、都道府県の経由を廃止するというものでございます。

⑪が同じような形のものでございますけれども、不動産鑑定士試験につきまして、その申込みを都道府県経由の義務付けを廃止することで、こちらにつきましては、既に電子申請で国に直接申請ができるように枠組み上なっているものでございます。

資料2の関係は以上でございます。

よろしければ、次は資料3の関係をお願いしたいと思います。こちらは過去の対応方針のフォローアップ関係の資料でございます。前回会議までに決着がついたものなどは省略して整理してございます。

1ページ目が平成26年の対応方針の関係で、介護保険の特別徴収の関係でございます。こちらは解消されておりますので、今後、自治体に対して周知をしていくというものでございます。

おめくりいただきますと、2ページ目、3ページ目が平成27年の対応方針の関係となっております。2の関係で、訪問介護あるいは看護の介護報酬の関係でございます。こちらにつきましては、審議会の答申等が出ておるところでございますが、当方から提案団体に対しまして、現在も支障があるのか、あるいは関係府省である厚労省には支障への対応施策の方向性を確認している段階でございます。

次のページ、3番目の項目を御覧いただきますと、生活保護制度関連の見直しとなっております。右側に書いてございますけれども、厚生労働省が今、開催されております通常国会に、生活保護法の改正法案を既に提出しているところでございます。

ちょっと省略させていただきまして、4ページ目以降が平成28年対応方針につきましての関係となっております。5は創業支援事業計画の認定権限の都道府県への委譲でございますが、右側の現在の対応状況の概要にいろいろと書いてございますが、こちらにつきましては、制度の改正も検討されている状況でございます。現状のスキームは維持しつつ、都道府県との連携強化を進めていくということになっております。

5ページ以降の項目につきましては、検討中あるいは更に検討を進めていくというものが多くなっておりますが、5ページ目のうちの7番目、生活保護制度関連につきまして、費用返還義務の関係でございますけれども、こちらについては、先ほど申し上げましたとおり法案が提出されているところでございます。

資料3の関係については、以上のとおりとさせていただければと思います。

資料4でございます。資料が多く、説明が長くなって申しわけございません。こちらは平成29年の提案募集におきまして、財政当局との関係で予算要求に係るものにつきまして、関係府省に対しまして、予算編成過程での検討を求めたというものでございます。トータルで28事項でございます。全体につきましては、一番後ろに参考資料がついてございますが、非常に細かい字で、かつ、大部にわたりますので、資料4で例示的に御説明させていただければと思います。

まず、1番目でございます。地域医療介護総合確保基金におきまして、介護予防の推進に資する指導者の育成事業の対象となる職種につきまして、理学療法士とか、そういった者以外に、例えば管理栄養士、歯科衛生士を追加できないかという提案でございます。こちらにつきましては、右側の欄に書いてございますが、議論の熟度を増すべく引き続き検討していくという状態でございます。

2番目の項目は農業に関係するものでございます。農業の有します多面的な機能、例えば国土、自然環境の保全とか水田の涵養あるいは良好な景観の形成などにつきまして、農村の過疎化が進む中で、地域の農地や農業用水の維持のために共同活動をする団体に対しまして、財政面で支援をするというものでございまして、その対象となる広域活動組織の要件を緩和していただきたいという提案内容でございます。結論といたしましては、中山間地等の要件につきまして、緩和するということになってございます。

2ページ目でございます。3は空き家等の再生推進事業につきまして、都市農村の二地域居住や子育て世帯のための住居に拡大できないかというものでございます。関係府省の回答でございますけれども、補助金の交付要領の中で記載されています中身は宿泊施設、交流施設等と書いてございますが、こちらは例示であるということでございまして、他の用途も排除されないという回答でございます。したがって、そういったものは、やろうと思えばできるということでございます。

次が4で、動物愛護センターなどの動物収容・譲渡対策施設の整備の補助金の関係でございます。提案内容につきましては、センターを県と市が共同で設置するといった場合、共有関係ですと補助金が一方にしか出ないということでございますけれども、そういったものも提案を踏まえまして制度の見直しを行うという回答でございます。

資料1から4の御説明は以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

議題1といえますか、議事1の平成29年の対応方針等について、事務局から資料に基づいて御説明を頂戴いたしました。そのうち資料1-1で御説明をいただきましたように、放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化に関する検討の提案です。お手元の資料1-1の4ページ目を御覧いただければと思いますけれども、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針の閣議決定をされたものを見ていただきますと、いわゆる放課後児童クラブ、学童保育は地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。このようになっておりますので、通常の私どもの進め方では、夏以降に提案募集検討専門部会を開催して検討していたのですが、この件に関しては、部会を適宜開催というよりも、それに先立って、早速にでも開催し、検討を進めたいという御要請をいただきました。

まず、この件についてですが、部会長であります高橋先生、こういう進め方でよろしいでしょうか。

(高橋専門部会長) 承りました。部会の皆様と一緒に厚生労働省にしっかりお願いしてま

いりたいと思います。

(神野座長) それでは、議員の皆様方及び構成員の皆様方から御異論がなければ、今の方針どおりに進めさせていただきたいと思いますが、御承知おきいただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、御議論のほうは後ほど一括して頂戴することにいたしまして、引き続いて、議事2「平成29年の取組の総括及び平成30年の提案募集の実施について」ですが、関係諸資料を事務局から御説明いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
(加瀬次長) それでは、御説明させていただきます。

まず、資料5は平成29年の提案募集の取組状況でございます。取組の総括の前提として整理させていただいたものでございます。こちら前回までの御説明と重複する部分がございますので、順次要点のみ御説明させていただければと思います。

「1. 取組状況」でございますが「(1) 提案件数」の1つ目の○にございますように、全体の提案件数は303件から311件ということで、微増でございます。2つ目の○にございますが、市区町村の提案件数が198件。左下の図にございますが、都道府県が186件でございます。4年目にして初めて市区町村の提案のほうで、数が上回っているということでございます。

「(2) 提案団体数」でございますが、1つ目の○にございますように、145団体だったものが184団体に増えまして、市区町村からの提案団体数も2つ目の○にございますが、96団体から130団体に増えたということでございます。

1ページおめくりいただきまして、2ページでございます。こちらのうち「(4) 対応状況」の関係でございます。前回の会議でも御説明させていただきましたが、右下のほうに対応状況となっておりますが、逐年上がってきております。平成29年につきましては、89.9%になったということでございます。

次が3ページ目でございますが「2. 平成29年における主な改善の実施」でございます。こちらは平成29年中に取り組んだ内容でございますが、4点御説明をさせていただきます。1つ目の○の参考により具体的な記載をさせていただきます。1つ目のポツにございますように、全国ブロック説明会につきまして、全国8カ所で開催といった取組をしてきたところでございます。2つ目の○に書いてございますように、提案募集の前倒しをするということで、一月程度前倒しをしたということでございます。そういったところで、市町村からの事前相談の増加につながったということでございます。

次の4ページは「(2) 過去の提案のデータベース化」でございます。こちら平成29年の対応にございますように、過去の提案内容、対応状況がわかりますデータベースを内閣府のホームページで公表させていただきました。その下に、実際のデータベースの例を載せさせていただいておるところでございます。上段が緑色をした形のものでご

ございますけれども、こちらで項目ごとに検索ができるようにし、エクセルで必要な情報を取り出すような形でデータベースを構築した。そして、公表して利用に供していくということでございます。

次は5ページで「(3) フォローアップ案件に関する取組強化」でございます。フォローアップ案件につきましては、平成29年の対応に書いてございますけれども、1つ目の○でございますが、提案団体が議論の場に参画できるようにする、あるいは提案団体が意見を述べる場を設けるようにするというを29年3月付で各府省に要請しているところでございます。2つ目の○にございますように、私どもとしまして、各府省の検討スケジュールを把握し検討を後押ししているところでございます。

次は6ページ目の「(4) 住民目線に立った分権改革の推進」でございます。平成28年度までの課題をかいつまんで申しますと、分権によりまして住民サービスの向上を住民が実感できる形、あるいは住民が提案のプロセスに参画いただけるという形が重要であると考えてございます。そのために、平成29年の対応に書いてございますような対応をしたということでございます。1つ目の○に書いてございますが、先ほど御紹介もありましたが、提案募集方式の優良事例集を現在作成途中でございます。あるいは地方から積極的に地域住民に自らの提案について広報、周知をしていただけるようお願いしているところでございます。

その一環といたしまして、次の7ページ目を御覧いただきますと、こちらは郡山市の事例で、郡山市は中核市移行20周年を契機としましてワークショップを開催されたということでございます。こういった中身かを申し上げますと、市職員と一般市民が参加しましたセミナーを3月に開催しました。その上で、地域課題解決の手法を学ぶためのワークショップを年2回にわたりまして企画し実施されたということでございます。

右側の黄色いワークショップ参加者の声というところにいろいろと書いてございますけれども、市職員なども日ごろの業務を見直すきっかけとなったという感想が伝わっておるところでございます。こういった先駆的な取組を広げていくべく啓発、広報を、私どもとしても引き続き力を入れてまいりたいと考えてございます。

次が資料6で、平成30年の提案募集に向けた課題と対応(案)でございます。こちらにつきましては、前回までにこの会議で御指摘いただきました点、あるいは御意見を受けまして、さらには、これまで4回の提案募集を実施してまいりましたが、その経験を踏まえまして、30年の提案募集をどのように改善して進めていくかということをお示しているものでございます。

3点ほどございますが、まず「1. 支障事例の取扱いについて」でございます。現状・課題を御覧いただきますと、2つほど○がございますけれども、1点目が、提案に当たって具体的な支障事例を重視しているが、現在起きている問題の解決だけではなくて、生産性の向上や効率化等の効果といった観点から見直すべき事項もあるのではないかとございます。2つ目でございますが、特に権限委譲については、現在、権

限を持っていないのだから、具体的な支障事例がなかなか出てこないということでございます。

対応（案）でございますが、1つ目の○で、1行目の真ん中以降に書いてございますが、今後起こり得る問題の防止あるいは事務の改善・新事業の実施等に制度の見直しが必要であることも支障事例として記載可能であるということ募集の要項などで明確化していきたいということでございます。併せまして、同じ行の後半以降でございますが、具体的な支障事例の記載例も作成し、お示しをしていきたいということでございます。2つ目の○でございます。一方で、抽象的な「べき論」だけですと、なかなか提案の実現を関係府省との間で交渉していくのが難しゅうございます。そういったことから、事前相談などを通じまして、現行規制・制度の問題点、見直しによる効果といったものにつきまして、私ども事務局も一緒になって提案内容の充実を支援していきたいということでございます。

次のページをご覧くださいと、2ページ目は「2. 事前相談の更なる取組強化」でございます。現状・課題と書いてございますが、先ほど申し上げましたように、受付開始を前倒しした、あるいは事前相談で丁寧な対応を行ったということが高い対応率につながったということでございます。

対応（案）に3つほど○を書いてございますが、1つ目の○でございます。事前相談につきまして、十分な検討を行うため、まずは電話による簡易な相談を呼びかけるといったことで、書面というよりも、電話でも十分ですということで、問題意識を伝えていただきたいということでございます。2行目の後ろから3行目に書いてございますけれども、早期の相談時は、求める措置の具体的内容は不要であると。支障事例と問題意識のみの相談で差し支えないということを地方にお示ししていきたいということでございます。2つ目の○は、後ほどまた御紹介がございますので項目名だけを申し上げますが「分権提案支援ダイヤル」を事務局に設けまして、提案を支援していきたいと考えてございます。3点目の○でございますが、全国ブロック説明会をこれから順次やっていくところでございますけれども、ブロックごとの担当相談窓口を事務局内に設けまして、その相談窓口が質問から相談まで一貫してフォローするという体制をつくって、きめ細かな対応をしていきたいと考えてございます。

3ページ目は「3. 市町村からの提案の充実」でございます。現状・課題は、先ほど来申し上げておりますとおり、市町村からの提案を増やしていくということが、今後、重要であるといえますのが、私どもの認識でございます。

対応（案）でございますが、3つほどございます。こちら簡潔に御紹介したいと思います。1つ目が、最大限の募集期間を確保するというところでございます。2つ目は、自治体との個別の意見交換あるいは説明会・研修会の開催といったことで、取組内容について周知を図っていきたくております。そのためのツールといたしまして、改訂しましたハンドブックなどを使っていきたいというのが2点目でございます。3点目

が、先ほど申し上げました「分権提案支援ダイヤル」のほかに、全国ブロック説明会につきまして、北海道内2カ所を含む全国10カ所で開催しているということでございます。4点目といたしまして、こちらは後ほど御紹介がございましたが「地方創生カレッジ」の中に「地方分権改革eラーニング講座」ということで、インターネットで学べる講座を開設して、進めていきたいということでございます。5つ目は広報の関係でございますが、マスコミへの情報提供を成果ごとにきめ細かに行うほかに、ツイッターなどのSNSを使いまして、個別に情報提供を行って、興味を持って、さらにはホームページにアクセスしていただけるような形で発信内容の工夫をしていきたいということで考えてございます。

以上が資料6の関係でございます。

私から最後でございますが、資料7の関係で、平成30年の提案募集の実施について(案)という1枚紙でございます。◎のところで下線を引いてある2行目以下でございますが、資料6の対応(案)のとおり適切な対応を図った上で、以下のスケジュールにより実施するということでございまして、一番上の2月19日、本日が合同会議と記載してございますが、明日以降事前相談、提案受付を開始していきたいということでございます。

その上で、提案を受け付け、また、6月下旬から7月上旬ごろを御覧いただきますと、提案内容につきまして合同会議を開催させていただきまして、重点事項の決定をしていきたい。その上で、関係府省への検討要請をしていきたいというものでございます。ヒアリング等々を行った上で、可能であれば12月中下旬に地方分権改革推進本部、閣議決定ということで、対応方針を決定したいということでございまして、基本的なスケジュールは29年と同様と考えてございます。

私からの説明は以上でございます。続いて、資料8でございます。

(大村次長) 分権室次長の大村でございます。引き続きまして、私から、資料8の提案募集方式の一層の普及に向けた課題と対応方向について御説明をさせていただきます。

提案募集方式は平成26年から提案をいただくという形で、地方分権の改革を進めるという方式でございますので、まず、提案をいただかないことには地域の課題を把握できないという問題意識でございます。活動状況につきましては、ただいま御説明がございましたように、提案件数が29年は増加に転じております。提案団体数は、29年も、特に市区町村が大きく増加しているという状況でございます。

また、地方の特徴的な取組として、先ほどもございましたように、町村会等の広域団体が主導した市町村共同提案など、ネットワーク型の提案が増加するとともに、研修やワークショップを生かして初めて提案に至ったなど、主体的な取組は増加しつつあるという状況でございます。こういったことを引き続き、提案募集方式5年目の節目となる平成30年も取り組んでいきたいと思っております。

この下のほうでございますが、一層の普及に向けた課題とございますけれども、親切・丁寧な入り口支援ということでありまして、特に市町村の方は、非常に提案募集につい

てハードルが高いとお考えのところがございます、なるべく担当職員の方まで理解が行き届くような仕組み、気軽に相談できる窓口を考えていきたいということです。また、拡大余地に着目したアプローチですが、提案を行った市区町村数は増えていると言いながら、やはり全体の約1割にとどまっているということでございますので、そういった点で効率的にアプローチする。要は、そういった未提案団体に対して、できるだけアプローチしていきたいと考えております。また、提案の早期具体化ということで、年度をまたいだりしますと、そこで一旦ストップしてしまうものですから、なるべく早く、ふわっとした形でも提案の支障事例をいただいたりして、早期に具体化していくということを行っていきたくと思っています。

そういった考え方に基つきまして、次の2ページでございますけれども、支援パッケージでございます。まず、平成30年の提案募集における地方支援の取組でございますが、1番目は入口支援の充実です。若干先ほどの御説明にもございましたけれども、まず、提案募集方式ハンドブック30年版を作成し、後ほど出てまいります、分権提案の支援ダイヤルを開設いたします。2つ目は、提案募集方式の取組・成果事例集（仮称）でございます。

席上配付をさせていただいているこちらの資料を御覧いただければと思うのですが、まだ今回の事例集は作成途上なのでサンプル配付でございますが、従来の事例集は、何回か作成してまいりましたが、提案を受けて実現した制度の見直し内容を紹介するといったものでございました。今回の事例集については、そこから先の、その後の各自治体での取組内容、2番目として、それによる住民サービスの向上効果、さらにサービスの向上でメリットを受けた住民の皆様の生の声や自治体の担当者の声を入れるように工夫しております。

例えばサンプル左下の6ページ目でございますが、これは平成27年までに導入しております地方版ハローワークの見直しでございます。従来ですと、左側のこういった見直しを行いましたという説明になっておるのでございますが、右側の7ページでございますように、それによって自治体が行う無料職業紹介事業所数がどれくらい増えたかということ、実際にそれで職業紹介を行う自治体数がどれくらい増えたかというようなところまで、記載しております。さらに、次の8ページ目にありますように、ここでは鳥取県の事例を出させていただいていますが、実際にどれくらい求職者があって、就職がどれくらい実現したかといった数字が左下の取組の成果に出ているわけでございます。右側、その下のほうに、関係者の声ということで、具体的な事務スタッフの方の声とか、県の職業紹介の相談の様子といったことで、ちょっと小さくございますが、三県のこういった地方版ハローワークで就職を实际にした方の声を載せているということでございます。

さらに、例えば次の18ページで、過疎地域の救急業務の区分け解消で救命率が向上したという事例。これは消防施行令の改正でございますが、救急隊員が普通は3人以上で

救急車1台に対応するのですが、左側の図にございますように、人手不足なので、準救急隊員を設けまして、それによって24時間態勢で救命救急ができるようにしたということでございます。そういう制度改正までの説明が今までの事例集でございましたが、右側にございますように、例えば愛媛県の西予市でございますが、24時間運用になって救急出張所が平均31.5分から平均6.25分で行けるようになったとか、こういったことで、非常に有意義なものとなったような地方の方の声とか、こういったものを拾っている。そういったもう少し立ち入った事例集をつくっている最中でございます。

本文に戻っていただきまして、資料8の2ページ目でございますが、先ほどもございました1の3ポツ目で「地方分権改革eラーニング講座」を開講しております。これは後で出てまいります。

2でございますが、地方へ出向いて行くということで、なるべく私ども職員が各地に出向いて、個別の意見交換等を実施してきております。また、提案市町村の拡大で、つまり、未提案の団体、エリアにおける研修・説明会を重点的に開催するというので、特に市町村長御自身への説明を全国市長会、議員の皆様にも、市議会や町議会等々と相談して行うということを心がけております。

3番目でございますが、地方の担い手との連携の充実ということで、これは研修・説明会等におきます地方分権改革の旗手、各自治体での分権の担当者やそのOBの方々を我々で登録して集めているのですが、そういった皆様との連携とか、専門部会の先生方、高橋部会長や大橋先生にも説明会で御登壇をいただいているということでございます。また、地域の課題に詳しい、制度にも詳しいということで、国職員、地方創生のシティマネージャー、これは国職員等から市町村へ派遣している職員でございますが、そういう皆さんと情報共有・連携して提案を掘り起こしていこうということでございます。

これ以外に下のほうにございますが、年間を通じて行う取組ということで、住民の声をなるべく反映するというので、先ほど紹介がありました郡山市の例にありましたような、住民参加型のワークショップということで、できるだけ団体自治から住民自治という観点もありますので、そういったものへの協力をしていきたいということです。2番目でございますように、地方の議員の先生方にも関心を持っていただく説明会を実施したり、大学、これは先日、東大の教養学部の学生を相手に、社会連携プロジェクトをやりまして、ワークショップを開催し、当日は多くの意見が出されたと伺っております。情報発信もいろいろと進めているということです。さらに、3番目でございますように、オピニオンリーダーや報道機関への情報発信等をいろいろとやっているということです。

次の3ページ目でございますけれども、気軽に学べる「地方分権改革eラーニング講座」でございまして、右側の真ん中にございますように「地方創生カレッジ」というものがインターネット上にございまして、まち・ひと・しごと創生本部の梶山大臣のもとで、地方創生カレッジがインターネット上でいつでも、どこでも簡単な登録で見られる

という、動画が視聴可能な仕組みでございます。これを自治体職員の皆様を中心として研修に使おうということで、どなたでも可能なのですけれども、開始をしております。講師は神野座長、高橋部会長、勢一先生にお願いしております、大変熱心に、熱のこもった準備と講義をしていただきまして、この場を借りて感謝を申し上げたいと思いません。既に2月16日、先週から、ユニット1から3までは公開しているので、また是非御覧いただければと思います。

4 ページ目は「分権提案支援ダイヤル」による相談窓口でございます、気軽に相談できる窓口として、今までも分権室の各班で提案の相談は受け付けておりましたけれども、提案に至るまでのよろず相談という意味合いで支援ダイヤルを設けまして、これも市町村職員の皆様の意識のハードルを下げるという観点から取り組んでいるものでございます。

5 ページ目は、全国ブロック説明会・地方研修会でございます、全国の都道府県指定都市の会議は、書いてございませんが、1月25日に既に開催いたしております。その上で、全国ブロック説明会は、主に市区町村の皆様に向けて、可能であれば議員の先生方などにもですが、全国10カ所ほどで行うものでございます。特に北海道などは、昨年秋にも札幌で研修会を行っているものですから、今回は道東エリアの釧路とか網走まで出かけてお話をさせていただくということで、私ども参事官以下が出向くことになっております。

下のほうの○でございますが、地方研修会です。これは先ほども紹介がありましたが、昨年7月以降、市町村からの提案が少ない県も含めて、既に全国43カ所で研修会、セミナーに予定も含めて派遣をすることにしております。こういった講義だけではなくて、ワークショップみたいな研修も含めて積極的に対応していく所存でございます。

6 ページ目は、平成26年の総括と展望にも掲げられた国民、住民の皆様へ直接届く広報という観点でございます、報道機関への広報はもちろん行っているのですが、様々な直接的な広報に取り組んでおります。ホームページ、フェイスブック、ツイッター等ですけれども、ホームページは現在、年間145万ビューほどでございます。1年間で4万ぐらいは増えているところです。フェイスブックですが、見ていただいている数が、現在、11万8,000、12万弱ぐらいです。年間2万ぐらいは増えているところです。ツイッターはフォロワー数が現在、1万9,000ぐらいで、26年当初は6,000ぐらいでしたので、3倍ぐらいに上がっているということです。もちろんこれは行政の中でも非常にかたい制度の話ですので容易ではないのですが、なるべくとにかく頑張っただけで増やしているところでございます。それ以外にインターネットテレビで、神野先生にも御登壇いただいておりますけれども、そういった広報もやっていますところでございます。

7 ページ目でございますが、どんなものを出しているかということで、SNSの活用ですけれども、フェイスブックが左側ですが、例えば分権改革ビフォー&アフターというものやっております、要するに、分権改革の前後で一体何が、住民サービスがどう変

わったのかということになるべくわかりやすく示そうということで発信しております。今は普通になってしまったけれども分権改革以前は全然違ったという事例を紹介するような努力をしております。

右側のツイッターの掲載例でございますが、これは提案募集で決まった措置、内容について紹介しているものでございまして、いずれも字数に限りがあるので、こちらで分権の間口を広げるという意味で、ちょっと見ていただいて、ホームページに誘導するというようなものになっております。

8 ページ目はツイッターの具体的なフォローの登録の手順を書いております。

9 ページ目でございますけれども、分権改革シンポジウム、今日はチラシを配らせていただいておりますが、3月19日に銀座ブロッサムというホールで、中央区役所の隣ですが、やらせていただきます。実際、1階席で600人程度が使えますけれども、国会日程が許せば大臣に御挨拶をいただきまして、その後、増田寛也東京大学客員教授、高橋部会長の基調講演をいただきまして、パネルディスカッションに有識者会議の太田豊田市長、大橋先生、関係者に御登壇いただきまして、提案募集方式のスタートから4年間たっておりますので、一旦のある種総括と展望的な御議論をいただくことを企画しております。多数の御来場をいただければ幸いです。

最後に、参考ですが、10ページ目を御覧いただきますと、参考1として、よく講演で使っている資料でございますが、提案募集方式の裾野の広がりということで、先ほど申しましたように、提案の市町が増えてきて機運が上がってはいるのですが、市町村全体で見ればまだ全体の約1割、12.8%ということで、氷山の一角の絵になってはいますが、結局、提案がないということは分権的な各地域の課題を私どもが十分把握することができないということですので、なるべく地域課題を幅広く全国的に拾っていくという意味で、増やしていきたいということでございます。

さらに、参考までに11ページを御覧いただきますと、過去に提案を行っていただいた市区町村の地理的な分布でございます。要するに、○のあるところが提案のあった市町村でして、都道府県は全部毎年いろいろと御提案をいただいておりますので市町村なのですが、ご覧いただきますと、不思議に西高東低の傾向がございまして、関東以北でなかなか提案が少ない。いろいろ理由は要分析かもしれませんが、そういった傾向がございまして、そういった意味では、先ほどあったように、そういった地域、市町村から御提案がないという県も8県ございますので、こうしたエリアには重点的に説明に直接出向いて、いろいろと議論してきましたし、また、今後も行っていきたいということでございます。

私からは以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

ただいま議事2「平成29年の取組の総括及び平成30年の提案募集の実施について」を、資料に基づいて事務局から御説明を頂戴いたしました。

先ほど御説明をいただいた議事1の対応方針とあわせて議員の皆様方及び構成員の皆様方から御意見を頂戴できればと思いますが、平井議員がお時間の都合で途中退席されるということですので、まずは平井議員から口火を切っていただければと思います。よろしくお願いします。

(平井議員) 神野座長から御配慮をいただきまして、ありがとうございます。途中で飛行機の都合で退席をさせていただくことをお認めいただきまして、ありがとうございます。

本日は、梶山大臣、田中副大臣、長坂政務官にこうして時間を割いていただき、今もすばらしい、これからの閣議決定、法案提出に向けて、流れができていることに本当に感謝を申し上げたいと思います。また、神野座長、高橋部会長を初め、議員の皆様におかれましても、しっかりとフォローアップをしていただきましたので、是非また来年度に向けまして、新しい戦略を組んでいければと思います。加瀬次長や大村次長など、事務局の皆さんも本当に細かい議論を進めていただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

今回は89.9%の実行率でございまして、かつての3分の2にいくかどうかというところから考えますと、9割でございまして、ここ数年で本当に大臣を初め皆様の大変な御尽力、部会長等々で仕切っていただいたことが生きているというように、地方団体として感謝を申し上げたいと思います。「わが春も上々吉よ梅の花」という一茶の句がございまして、いよいよ水戸の偕楽園でも梅まつりが2月17日から始まりました。大臣がそうした花を咲かせていただいたのではないかとと思うところでございます。

今日は知事会のほうで取りまとめた議論と若干の論点を申し上げたいと思います。大きくこれから、分権の議論がクローズアップされてくるのではないかと私たちは思っております。石橋議員からもお話がございました合区の問題なども、実は地方制度などと大分絡んでいます。そうしたことも含めて、これから大きな議論をしなければいけない。

1つには、憲法の議論が始まろうとしていまして、この中に地方自治の章をどのように書いていくのかということがございます。2つ目には、税財政の議論が必ず起きてくるということです。これは今、消費税の増税、10%への引上げが平成31年にいよいよ迫ってきました。今の国会の構成からしますと、このまま施行される確度も高くなってきて、大臣を初め、内閣としてもその方針で動いておられるわけでありまして。このときに、地方財政全体のパイが過去の様々な議論の中から膨らむはずでありますけれども、ただ、これで邑南町だとかいろいろな市町村も含めまして、それぞれに財源が増えるかどうかは、相当工夫しなければいけないところです。と申しますのも、消費税が引き上げられても、今、清算基準の見直しが行われましたので、ある程度バランスが是正されました。それでも、消費税自体にやはり2倍程度までの格差は生じ得るわけですから。そこに持って来て、今、地方法人課税などで極端な格差が出てきています。その前提としての社会情勢は、大分企業のコングロマリットが変わってきてまして、ホールディング会社をつくっ

て、そこに富を集中させて、それぞれの支社のようなところが逆に分社化されて、そこはほとんど利益が出るか、出ないかということにされています。これはそのほうが財政資源、投資の資源を機動的に回すという意味で、一つの合理的な選択なのだろうとは思いますが、それに税制がついていっているかということ、そういうわけでもない。つまり、分割基準は、基本は従業員割ですので、その従業員がみんな東京都というホールディングの会社を相手にして、そこから税金がとれても、そのほかから税金がとれないという隘路があります。

また、アメリカでも、amazon.comなどで大分問題になったのですが、州の境を越えて法人課税ができないものでございます。しかし、ああいうインターネットによる取引が普及してきますと、それに伴って、これも売上げがある一定の州に集中するボーダー問題ということが言われました。同じことが日本でも起きていまして、こうしたことをどう考えるか等もあります。さらに、これと裏腹なのが交付税制度でございまして、交付税をこれと組み合わせなければなりませんし、場合によっては譲与税的なやり方を導入しなければいけないのかもしれないかもしれません。

今までは漠然と、何とか調整ができるだろうという議論をしてきたのだらうと思うのですが、正直、うまくいくかどうかはここから仕上げが大事だと思っていまして、税財政の議論をしっかりと地方分権の観点でも、これからは議論していかねばいけないタイミングになってくるだろうと思います。31年度の予算編成に向けて、ここが1つの焦点として、新年度を考えるべきではないかと思えます。

また、先ほど神野座長にも仕切っていただきまして、従うべき基準という議論がございまして。これは市町村と私どもでかなり悩ましいところでありまして、過去の地方分権改革有識者会議での一つの成果として、そうした従うべき基準という仕組みができたわけでありまして。ただ、国のほうで基準をつくって、そのまま条例に書くということなので、実は地方側の裁量があるわけではございません。そこに来て、今回、宿題として、これからやりますというお話がありました放課後児童クラブのように、幼児教育あるいはいろいろな社会福祉の制度、そういうものを考えていく上で、細かい制度があり過ぎるものですから、それが従うべき基準として、実は件数が増えてきている傾向があるのではないかと我々現場では見ていまして、ここをもうそろそろ抜本的な議論をやるべきなのではないだろうかということです。

提案募集方式で89.9%というすばらしい打率になってきたわけではございますけれども、その中で、尺取り虫のように一つ一つ丁寧にやっていくのも一つ大切なところでありまして、もう一つ、従うべき基準を新しくつくるのだったら地方に了解をとるとか、何か新しい仕組みが要るのかもしれないかもしれません。包括的なことも含めて御議論があってもいいのではないかとというのが地方団体側の考え方です。

そこで、一つだけ掘り下げて、ざっと簡単に御説明させていただきたいのは、資料9-1と9-2です。憲法問題につきまして、これは全国知事会の研究会、ここにありま

す憲法における地方自治のあり方検討ワーキングチームという有志の知事といひますか、委員知事と有識者が入っているワーキンググループでつくったものでございまして、全国知事会草案という、ちょっと正確ではないかもしれません。こういうワーキングチーム、知事会研究会草案と考えていただいたらいいのかもしれません。今、自民党でも、そうした憲法の論議が取りまとめに向かって論点ずつで整理をされ始めていますので、このタイミングでこういう知事会の案があるということをお紹介させていただきたいと思ひます。

大部にわたりますので、資料9-1を御覧いただきたいと思ひます。1ページ目が、なぜ地方自治の章など、関係の条文をいじる必要があると我々は考えているのか、その国家像、逆に言えば地方も含めた統治機構像のこととございまして。憲法14条は法の下での平等でありますけれども、それと並びで書いてあるのが憲法13条の幸福追求権とございまして。住民、イコール国民が幸せになる権能がある。それを果たするために地方自治という制度があるのだろう。その地方自治は分権が確立されることによりまして、本当の意味で住民サービスを適宜提供したり、自分たちで負担を分かち合ったり、そういう国家像ができるのではないだろうか。そういう意味で、1ページ目に国家像のことが書いてあります。

1つ目の○が13条のこととありますし、2つ目は住民参画が権利として保障されるべきではないだろうか。3つ目にございましてように、いわば第四権として、地方自治体を考えてもらったほうが、今の政治社会の実情に即すのではないだろうか。4点目として、自主的・自立的に固有の権能ができることを保障すべきではないか等々、地方創生の推進とか、国との役割分担だとか、そういうことを書いてございまして。

これは基本的な考え方で、これを条文に落とし込んでいくというのが2ページ目以降の、私ども知事会ワーキングチームの草案とございまして。私の恩師の高橋先生が頭を抱えておられるので、何か添削されるのではないかと。そんなことはないですか。少し軽い気持ちで聞いていただければと思ひますけれども、アイデアとして、こういうアイデアを我々は持っているということでございまして、憲法草案の92条、上のほうとございまして。

まず、1条目のところは、いわゆる住民自治と言われるものを書き込もうと。2つ目としまして、団体自治と言われるものを書き込もう。これはアングロサクソン系の住民自治とヨーロッパ大陸法系の団体自治、この両方が我が国ではそれぞれ理念的にも発展してきていると思ひます。現実の地方自治の仕組みもそれに合っている。そういう運用に即して考えれば、その2つを憲法上も明記してもらうことが地方自治の保障につながるのではないだろうか。3点目として都道府県、市町村は、実は法的には地方自治法で初めて出てくる規定とございまして。ただ、現在のこの二層制の地方自治を書くべきではないだろうか。4点目として、国と地方の役割分担で、これを適正なものにしていかなければならない。我々の気持ちとしては、防衛、外交等々、国の事務は国がやり、

内政、住民サービスの辺りは地方がやる。そうやってすっきりしたほうがいいのではないかというのが私たちのイメージなのですが、そうしたことも書いてはどうだろうか。

こういうことによりまして、従来地方自治の本旨という言葉しかなかった地方自治の章の考え方をもっと顕在化させて、実情にも即した形で国民全体のルールとすべきではないかというものです。

下のほうの93条は、改正する必要があるとは考えていないところです。

次の3ページの94条に、2項を付加しようというものでございますが、これは法律の範囲内での条例制定権という一つのドグマがございますけれども、しばしば条例の上書き権を認めるのではないかという議論があります。地方自治が進んできているわけでありまして、住民のルール、自ら定めるルールをむしろ法律でも尊重すべき場面があるのではないかという議論があります。ただ、あえてそこまでは書かずに、2項にございますが、少なくとも国のほうでの法律制定に当たっては調整を考えるべきではないだろうか。調和的な解決を目指すべきという趣旨を書いています。

95条は、地方財源の保障で、これを制度的保障として書くべきではないだろうかということ。1項につきましては、その財政の自主自立権、税の問題が書いてございまして、2番には、交付税のことも念頭にございますが、標準的な水準の行政が実施できるような財源保障をすべきではないだろうか。3番目としまして、財政上の支出を国がするに当たりまして、地方自治の本旨に基づきまして、その基準を法律で明定すべきではないだろうか。もちろん地方側も、自らを律する意味で、検査機関による検査を受ける。このようなことを義務付けてもいいのではないか。こういうこととございます。

次の4ページであります。84という条文は、租税法定主義を書いてある条文です。しかし、実は、神奈川県で、地方法人課税の特例的な独自の条例を書いたわけでありまして、これが法律に抵触するものとして違法となった事例があります。具体的に申し上げますと、赤字を繰り越していくわけでありまして、そういったことの相殺について、計算方法を神奈川県が独自に変えようとして、地方税を取れるようにしようとしたときにひっかかったということでございますが、これは大変な、その後に延滞金といいますが、付加金もとられまして、神奈川県も頭を抱えたところでございます。そもそもいろいろな議論があり得るところで、裁判所でひっくり返るということに対して、地方側としては、租税の安定性から困るところがございまして。そういう意味で、1項、2項に書いてございますが、新たに租税を課し、または変更するためには、法律による条件によることを必要とするとか、地方公共団体は法律の範囲内で租税を課することができるけれども地方自治の本旨あるいは財政自主権に配慮しなければいけないということを書く。このような提案でございまして。

96条は従来の地方特別投票のものでございますけれども、それに加えて、国と地方の協議の場をしっかりと書いたり、あるいは裁判所による解決なども書く。このような調整規定をつくってはどうかということ。先ほど石橋議員からもお話がござい

したけれども、憲法47条は、今、1項のみが書いてあるところですが、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定めると。公職選挙法がその結果であります。法律で選挙制度をつくるということで、立法に委任をしている規定です。立法の委任の仕方として、2項でございますが、参議院議員の選挙については、広域的な地方公共団体を単位とする選挙区を、もし選挙区を設置する選挙を採択するのであれば含まなければいけない。こういうことで合区問題の解消にもつなげていたきたい。

この47条と、実は先ほどの92条が連動するわけでございまして、地方制度の大事さ、現に都道府県を通じて住民の意思が国政へと伝達されるということでございまして、そういう意味で、都道府県を政治的なユニットと明治以来選択をしてきているところがあります。その政治的ユニットである広域的な団体が少なくとも両院の1つ、参議院におきまして保障されることがあっていいのではないかと。これに基づいた立法裁量でやっていただければということでありまして、結果的に自民党で議論されているものと非常に近い内容になっているかと思えます。

こうした草案もつくらせていただいたところでありまして、是非大きな地方分権の議論、今から憲法の議論も、政府というよりは国会で始まると思えますが、私たち分権の会議のほうでも考えていただければと思えます。

いずれにいたしましても、今日申し上げたいのはお礼でございまして、梶山大臣あるいは神野座長を初め、皆様の大変な御労苦で強行して一つの取りまとめができ、翌年に向けての方向性も生まれました。昨日は小平奈緒の金メダルで、大変にみんな湧いたところでございます。しかもオリンピックレコードをたたき出して、それで金メダルをとるということでございます。私には、梶山大臣を初め今日おそろいの皆さんがそうしたメダリストに見えてしょうがないわけでございます。36.94秒、3694、見ろ苦心でございまして、これだけ苦労してまとめていただいたことに最後に感謝を申し上げまして、私からのお願いといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

引き続き、御参集の議員の皆様、構成員の皆様から御意見を頂戴したいと思えます。いかがでございませうか。

勢一議員、どうぞ。

(勢一議員) ありがとうございます。今年度も提案募集の取組につきまして、ここまで成果を取りまとめいただき、さらに来年度に向けまして、提案の進め方について原案も示してございまして、事務局及び関係者の皆様に、まずはお礼を申し上げたいと思えます。

その上で、私も提案募集検討専門部会に関わる一員としまして、また5年目を頑張らなければならないということを改めて自覚したところでございます。ちょうど今、平井議員より大きな宿題をいただきました。放課後児童クラブの案件が早速始まりますけれ

ども、それに加えて、従うべき基準のあり方についてきちんと考えなければいけないのではないかと御指摘で、非常に重要かつ重い宿題だと受けとめております。

地方自治に関する大きな議論が始まる時期だという御指摘もいただきました。それも非常に重要な御指摘だと思っております。大きな議論をするためには、現場からの声がありますとか、実際の制度の運用状況をきちんと把握して、その上で検討することがとても大切だと考えております。その点におきましては、来年度の提案でも引き続き、地方から現場の声をしっかりこちらにお伝えいただき、その上で重ねて考えていきたいと思っております。その意味でも、市区町村からの提案はとても重要だと私も思っております。

事務局も、来年度に向けて、市区町村からの提案への支援をたくさん出していただきました。市区町村は住民に最も身近な行政を担っておりまして、住民のニーズに寄り添う施策運営をしております。そこから提案が届けられる価値は、住民の声が国の制度、地方制度体制に響いてくることにございますから、その点でも、市区町村の現場の皆さんの声を是非国の現場まで届けていただきたいと願っている次第です。

それを力強く進めていただくためにも、これまで4年間にわたる分権の成果をぜひ地方自治の現場で活用していただきたいと思います。データベースもつくっていただいておりますし、新しい事例集では、分権の成果の活用についても情報発信をしていただけたということで、とても心強く思っています。現場で使っていただいて、住民のサービスが向上して、初めて住民が分権について成果を実感し、その上で、さらに足りないところ、もっとよくするために何をすればいいかということで、新しい提案に結びつくということもあろうかと思っております。そうした本当に住民の身近なところから提案がつながるような形で来年度も進めていくことができると考えております。

とりあえず、私からは以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

どうぞ、谷口議員。

(谷口議員) ありがとうございます、勢一先生からもお話がありましたとおり、まず、4年目の提案募集方式をこれまで以上の形で大変な成功に導いてくださいました、提案をしてくださった自治体の皆様、それを受けとめてくださいました国の皆様、審査をしてくださった先生方やサポートをしてくださった事務局の皆様に感謝したいと思います。

今日いただいた資料も大変勉強になりましたが、例えば最後の資料8の参考1を拝見させていただきますと、提案募集方式の裾野が広がっているということをお報告いただきまして、提案を行った市区町村が今、全体の1割強に当たるという御指摘でした。この提案募集に応募するということが、自治体の皆様方にとって「自治の学校」というか、様々な地域の課題を見つけ、それを具体化し、提案し、国へ届けるという意味で、実務能力を高めたり、あるいは地域のネットワークを広げることに役立っているのではないかとご解釈だと思っておりますので、大変すばらしいことだと思えました。

よく経営学で普及曲線というものがございませうけれども、大体全体の物事が普及するときは、最初に数%のイノベーター、つまり先進的な人たちが新しいことを試していく。イノベーターが試したものが非常に有益なものであると、その次の10%のアーリーアダプター、早期採用者がその後が続く。現在の状況は、アーリーアダプターが参入してきたという時期ではないかと思えます。

その次に、前期のマジョリティー、アーリーマジョリティーに参加が拡大します。これは全体のちょうど半分に普及した段階でございまして、ここで爆発的に参加数が拡大しますが、実は、この段階に至るところが一番ボトルネックと言われております。恐らく今までの蓄積を糧にサポートの事務局の皆様方が様々な策を用意してくださっているので、これが非常に役立って、更なる参加を増やすことに寄与されるのではないかと思えます。

一方で、このように急激に参加が拡大すると、今度はサポートの負担や審査の御負担が非常に大きくなるのではないかと思えます。この会議でも、審査の先生方の御負担をどのように効率化していくかという御意見が出たかと思えます。今日の御提案の中にも、そういった審査やサポートの効率化といった視点も、もしかしたら現場では議論されているかと思えますので、そこは是非、これからも検討していただければと思えます。以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがでございませうか。

大橋先生、よろしければどうぞ。

(大橋構成員) それでは、感想を申し上げたいと思えます。個々の提案をいただいておりますと、もちろん個々の問題を真摯に受けとめるのですけれども、それと同時に、その後ろにある背景といひませうか、大きな問題もあるということに気がつきます。

一番気がつきますのは、従うべき基準をどう考えるかという問題でありまして、市民の方の関心は対人サービス、特に子ども・子育ての関連とか、老齢・介護のような厚生労働関係のところに関心があつて、厚生労働の一つのやり方というか哲学は、基準を国がきっちり示して、それを精緻化して守ってもらふというものです。それは非常に専門・高度化したもので、高度化した基準のもとにある市民の人は非常に幸せだと思ふのです。

ただ、地方は今、マンパワーがない関係で、総力をそこに使つてしまうと、結局そこから漏れたほかの人たちはサービス受給がゼロになつてしまつて、オール・オア・ナッシングのような形になつてしまひませう。地方公共団体の運営をされていられる方は、今ある資源を使つて市民の人にどれだけトータルでいいサービスを与えたいか、よりよいマネジメントをやりたいというところに対して、従来型の仕組みがぶつつかつていられるという感じがいたしてあります。ですから、今回の放課後児童クラブは一つの課題でありますけれども、これが突破口になることを期待しますが、従うべき基準をどう考えていくかと

いう大きな問題が後ろにあるという捉え方が非常に重要ななと思いました。

あとは成果の点なのですが、確かに実現率9割というのは非常にすばらしいのですが、逆に提案団体の割合が1割しか出ていないということなので、今後、提案団体の数が増えてくると、相当大きな起爆力を持つようなことになってくるだろうと思います。今日の資料の最後にあった、特に東北地方と北海道から提案が上がっていないという問題をどう考えるか、私は今、非常に関心を持ってしまして、先日も青森のブロック会議に行きまして、そこで秋田県の方とか八戸市の方にいろいろ話を聞いて、何で東北は少ないのでしょうかということを自分なりに調査ではないのですが、話題にしてみました。一つはもちろん県民性とか、そういう人の接し方の問題もあるのかもしれませんが、他方で、まだ公共インフラとかの整備の関係で、国にお世話になるという感覚があるということなのかもしれませんし、国に市町村がいきなり言うということについての抵抗がすごくあるような印象も持ちまして、まずは県に相談して、次に国の地方出先機関に相談して、その後に提案募集があるという形だと、スクリーニングの過程でパワーが衰えてしまうようなところがあるので、ダイレクトに、気楽に飛び込んでもらうような仕組みをつくっていくということが大事ななと思いました。

最後に、これだけ成果が上がっていて、私は時々ニュースを見て、例えば国交省がこう変えましたというのを見て、あれはもしかすると私たちがやっていた案件ではなかったのかなということを感じる場合があります。他の省庁が自分の手柄のように宣伝して、他方、内閣府では汗をすごく事務局の方はかいているのに、非常に慎ましやかで、そんなことは気にしないという大らかな体質なのかもしれませんけれども、そこは地方分権で変わりましたというのをもっと宣伝してもいいと思います。手柄をとられていて悔しいような思いもありますので、広報も頑張っていたいただければと思います。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがでございますか。

石橋議員、どうぞ。

(石橋議員) 初めて参加するわけではありますが、梶山大臣には、地方大学改革を検討する会議でも御一緒させていただきました。東京23区の定員抑制、地方大学の改革など様々な議論をいただいたということで、私も非常によかったと思っています。大臣とは今回で2回目でございますが、平成の大合併で合併した市町村は職員の数をどんどん減らしてきたという経緯が恐らくあるかと思うのですけれども、その一方で、反比例して業務量はどんどん増えてきているのではないかという気がしているわけです。最近では、職員が不足しており、採用しなければならない、あるいは臨時職員でそれをカバーしていくということになっており、なかなかどの市町村も総人件費が減ってこないような状況になっているのではないかと感じております。そういう中で、今回のような分権改革については、改めて市町村が真剣に取り組まなければならない課題だと感じました。

ただし、議員の皆様がおっしゃっているように、市町村からの提案は確かに増えてはいるけれども、まだまだ1割にしかないということについては、私自身も含めて分権に対する意識が非常に低いのではないかと正直、今、思っています。敷居も高いのではないかと思っております。「分権」という言葉だけを聞いて、国から権限を移譲するということについては、非常にハードルが高いというイメージがある。そうではなくて、今回、参加したことで、業務の効率化、あるいは住民に対するサービスをどうするか、そういったことを日常の業務の中で改善していくことがまさに「分権改革」なのだということをよく理解いたしました。

したがって、内閣府も、分権に対する啓発、シンポジウムも含めて様々なことに取り組んでいらっしゃるわけで、効果も上がっていると思いますけれども、すべからく都道府県については、さらに進めていただく。そしてまずは首長の意識改革。首長が自ら旗を振って職員を鼓舞しながら、この問題に取り組んでいく。この姿勢づくりをやっていかないと、なかなかこれ以上提案が増えていくのかどうかということが、私は疑問に思っています。

国の方も働き方改革ということをおっしゃっているわけでございますので、これは真剣に、我々も分権という視点からも捉えて考えていかなければならないと感じています。特に地方でも人手不足という問題が随分顕著でございます。例えば福祉の分野については、子育てを応援するための保育士が足りないというような状況があるわけです。一つの例として、保育士の配置基準辺りも考えていかないと、人口が縮小する中で、いわゆる待機児童の問題は解決できない問題になるのではないかと感じています。一方で、教育の分野についても、私どもの町では、公民館のあり方の議論を始めています。社会教育法で一応公民館が位置付けられているのですけれども、今の公民館がそれだけで終わっていいのかどうか。実態としては、地域課題を解決する拠点の場になっている。どんどん公民館というものが活発になって利用されている中で、余り一つの法律で公民館を縛るようなことはどうなのかということも実は感じていまして、まさに時代に合った分権の議論の中で、法律等を改革していくというのは、今、まさに求められていると思っています。

これから、また30年度に様々な議論があると思いますけれども、地方は、特に町村は小さな自治体ばかりでございますので、目いっぱいやっているという中で、我々が住民福祉の向上のために活躍できるような分権改革になりますように、私どもも努力してまいりますけれども、是非よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

伊藤構成員、どうぞ。

(伊藤構成員) 既に勢一議員、大橋構成員からも御意見をいただいたところでして、かなり重複するわけですが、私も今回、5年目を迎えるに当たりまして、感想を申し

上げたいと思います。

1つは、平成29年の実現率が9割近くということで、これは私どもだけではなくて、事務局の方の御尽力にもよると考えておりました、大変高い成果が得られたと思います。ただ、数字の実現率を目標にすると、9割以上いくというのは、今後はかなり厳しいのかなと個人的には思っています、むしろその中身と裾野を広げることが5年目の、今回、平成30年の方向性になるのではないかと考えております。そのためにも、事務局で御対応いただいている一層の普及に向けた方策は、今回、御説明いただきまして、大変充実した内容になっていると思っています。

その上で、市区町村の担当者の方への直接的なアウトリーチは非常に重要だと思っております。同時に先ほど大橋構成員がおっしゃった市区町村の担当からすると、国に直接働きかけるというのに、まだ心理的な抵抗があるかもしれないということを踏まえ、例えば都道府県の担当の方にも、もう少し意識改革をしていただくような取組も同時に並行して進めていく必要があるのではないかと考えております。

これから、子ども・子育て関係で、特に従うべき基準についての見直しということで、検討の場で議論するというようになっております。子ども・子育て支援の新制度が始まってから3年目を迎えているということで、恐らく平成30年もたくさんの御提案が地方から出てくるだろうと思います。その中で、従うべき基準のあり方、一方では質の確保のために必要だという議論もわかりますけれども、地域の自主性、自立性を発揮して、住民の方々に適切にサービスを提供するという市区町村の方々の非常に高い意識から申し上げますと、もう少し柔軟な仕組みを実現する必要があると思います。そのための一つの突破口が、放課後児童クラブになります。こちらは非常に重要なテーマだと考えておりました、気を引き締めてやっていきたいと考えております。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

磯部構成員、何かございますか。

(磯部構成員) 磯部でございます。以下同文という感じでほぼ言い尽くされている感もあるところですが、改めて、夏に集中してヒアリングをして、いろいろな課題があるということを知っていると、地域の実情の大変さを見渡す機会にもなるのですが、とりわけ自治体にとっては、この仕組みが地域の課題を新たに発見して、具体的な支障事例にきちんと取り組む、それは住民の暮らしの問題であれ行政の無駄といった問題であれ、そういうものに取り組む姿勢を見せることは、ひいては行政の信頼の確保といったことにもつながるのかなと感じていますし、共同提案を募るようなプロセスは、結局自治体と国の間の連携・協力という経験にほかならないともいえるでしょう。それらが目に見える形で広く共有できる、制度の改善、運用の見直しにつながるということで、うまく回れば本当によい循環なのだろうと感じています。

制度が始まった平成26年に関わったときに、事前の相談が肝になるのではないかと

う話をここでした記憶がございまして、先ほど担当の方は相当な負担があるのではないかと、効率化が必要ではないかと谷口議員がおっしゃいましたけれども、そこが多分重要で、今後、平成30年の提案募集に向けた課題と対応の中でも、この事前相談が物すごく期待されていると思うのです。具体的な支障事例を示すのが難しいようなケースであっても、とにかく提案内容の充実を支援するため事前相談を通じてであるとか、とにかく早期の相談、電話で簡易な対応をする、問題意識のみの相談でも差し支えないという形で、できるだけ広く、早く裾野を広げて、とにかく気楽に飛び込んでくださいという仕組みを広げていこうということなのだろうと思います。

やはりそれが今後も肝になるのだろうと思いますので、ここの方々の働き方改革ではないですが、ちょっと大丈夫なのだろうかと思うのは、夜中に結構大量の文書を送ってくださったりするわけです。この事前相談を充実して制度がきちんと回っていくためには、先ほど言ったよい循環が生まれていくためには、ここがどっしりと構えて動くだけの体力があるべきで、この辺の一層の充実はぜひ大臣にも御配慮いただきたいということを感じていた次第です。

私からは、以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

山本構成員、どうぞ。

(山本構成員) 私は専門部会の構成員ではあるのですが、スケジュールの関係で余り貢献ができませんで、大変申しわけなく思っております。その中で感じたことを一つだけ申し上げたいと思います。

提案の出どころが大きく分けて2つあるのではないかと。1つは比較的わかりやすいところで、少子高齢化あるいは人口減少社会、情報化といった新たな政策課題に国の制度が必ずしも追いついていないところがある。そこを自治体が何とかしてくれという提案をしてくる。これは比較的わかりやすいのですけれども、もう一つは、新しいいろいろな課題に対応しようとした結果、古い制度に新しい制度がつけ加わったり、あるいは古い制度の例外とか特別措置がどんどんできていくことによって、制度の間にそごが生じたり、あるいは穴があいてしまっている部分ができたりといったところがあって、そこを自治体がいろいろ提案してくるということがあろうかと思えます。

特に後者のほうは、提案するのなかなか難しいところがありますし、ここで議論するのもなかなか難しい。これは各省庁が非常に細かいことに関しては長けているというところがございますので、難しい。それから、解決を探るのも非常に難しいというところがあるかと思えますし、恐らくこういったことがむしろ増えてきて困難が増すのではないかと思います。今後ともそういったところに取り組んでいかななくてはならないのではないかと考えております。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

高橋部会長、何かございますか。

(高橋専門部会長) 皆様の御発言を承って、非常に重要な時期と再認識しました。5年目を迎えて、この制度が徐々に下向きになっていくのか、それとも、上向きになって新しい分権の流れをつくり出す一助になってくれるのか、重要な時期に来ているのではないかと私は思っています。

1次分権、2次分権で制度は変わりましたが、その趣旨は地方公共団体の自主性を保障する制度をつくることにございました。今度は地方公共団体がその制度を使って自主性を発揮できる体力と意欲をつけるというのが極めて重要で、地方分権の提案は、まさに体力、意欲をつくる一つの大きな場であると考えようになりました。そういう意味では、これから、提案の掘り起こしは極めて重要だと思ひまして、構成員の皆様、議員の皆様地方に行っていただいたり、私も今度、徳島と香川を回ってまいりますし、シンポジウムに参加させていただきますが、そういう形で、実際の現場で分権の制度を生かしながら、本当の分権社会をつくっていくという方向で、日本がよくなっていくという一助に我々はしっかり加わっていきたいと思っています。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

一渡り議員の皆様、構成員の皆様から御意見を頂戴いたしまして、まとめさせていただくと、私どもがやってきた提案募集方式による改革が、いわば芽を出し始めた。つまり、畑を耕し、種をまき、いろいろ努力をこれまで続けてきたのだけれども、5年目を迎えようとしている時期において、ようやく芽が吹き出ているというような御感想が多くて、これを失速させないで、より充実させていくのにはどういう方途があるか。これはほぼ事務局のほうで用意していただきました、地道な努力を重ねていくということに関して、皆様方の御意見はある程度一致しているのではないかという印象を受けました。

部会長がおっしゃったように、私どもがこの方式をやろうと思ひ決定をしたのは、総括と展望とあって、これまで、20年間、地方分権改革の制度改革を進めてきたわけです。改革は、私ども財政学ではデザインの改革と問題対応型解決と2つに分けております。デザインの改革とは、白地に全く新しい図柄を描くような形で制度をつくっていくという改革ですけれども、もう一つは問題解決型。実際に生じている問題について、どのように対応していったらいいのか、解決できるのかという改革という2つに分けていますが、実際には、相互に関連付けているはずで、事実上、生じている問題をどういう方向で解決していくのかというときには、ある程度デザイン的な改革を念頭に置かざるを得ないかなと思っております。ただ、こういう地方分権改革に関して言えば、これまでの20年間の制度改革の努力によって、改革の理念とか方向性については、もう打ち出されてきていて、先ほど石橋議員からもありましたが、改革には情熱が必要なので、推進していく意欲のほうはどうも失われているので、下からもう一度、これまでの制度を活用しながら、部会長がおっしゃったように、ボトムアップで上げていく努力を通じな

がら動かしていこうというのが私どものやっている方法だろうと思っております。

平井議員から、今や少し大きな制度改革、憲法改正までを含めてでございますが、大きな改革にかじを切るべきだというお話もございましたが、もちろん先ほども言いましたけれども、私たちが具体的にボトムアップで、本当に国民が地域社会で苦しんでいる様々な諸問題に対してどう対応していったらいいのかということを考える上で、大きな枠組みを考えていくということも重要なのですが、それを一応、理念とか方向性は、ある程度打ち出しているのです。感じとしては、そういう問題点も重要だということを確認しつつ、そういう大きな問題については、私どもはスタッフですから、梶山大臣を初め政務の皆様方の御指導を仰がなければいけないのですが、これについては国民的な議論で、方向性等々について、機が熟するということまで待っておいて出ていくというのが通常かなと思っておりますので、今日、構成員、議員の皆様方の御意見を拝聴した感じでは、事務局から提案していただきました、特に資料7の今後の進め方です。もちろん6、8はそれを裏打ちしているわけですが、6、8などを含めてですが、基本的には、資料7に基づくような手順で次の年の分権改革を進めていくということで、とりあえず始めていく。

ただ、これを進めていく過程で、例えば先ほども抜本的なことににかかわるような、従うべき基準とは何かとか、基本的な点を問わなくてはいけないものだから、出てこれば、その都度私どもが対応していくというようなことを前提にしながら、資料7の方針に基づいて平成30年の提案募集の取組を進めていきたいと考えておりますが、いかがでございでしょうか。もう既に予定表で、今月から始めなくてはいけない日程表になっておりますが、そのような形で進めさせていただいて、その都度かじを切る方向性を見直さなければならぬという事態に立ち至れば、その都度検討していくという緩急自在な対応をしていきたいと思っております。問題がなければそのようにさせていただければと思っております。いかがでございでしょうか。部会長もいいですか。

(「はい」と声あり)

(神野座長) ほかになければ、御了承いただいたということでよろしいですか。そのようにさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本当に最後になりますけれども、ここでずっと御臨席いただいて、大変お忙しい中、恐縮しておりますが、梶山大臣からお言葉をいただけるということでございますので、よろしく願いいたします。

(梶山内閣府特命担当大臣) 皆さん、お疲れさまでした。

日ごろより地方分権、特にこの4年間、この推進に対しまして大変な御尽力をいただきましたことに改めてお礼を申し上げる次第であります。本日も、また活発な御議論、今後の方向性も見てきたような感じがいたします。

新たに就任された島根県邑南町長石橋議員は、私といろいろなところで顔を合わせま

して、様々なお立場で御意見をいただいておりますが、今回は、町村の立場ということで、自治体の立場から地方自治に対する有意義な御意見をいただければと思っております。

前回の合同会議、12月1日の会議で御了承いただいた対応策を12月26日の推進本部会議、閣議において決定いたしました。それに関し、多くの地方の支障が解決されるような動きになってきているということでございますけれども、この方針に基づきまして、第8次の地方分権一括法案を今国会に提出する予定でありますので、しっかりと法律として仕上げていかなければならないと強く感じているところであります。

本日の御議論を踏まえて、5年目となる平成30年も地方分権改革に関する提案募集を実施したいと思っております。今、ありましたように、提案自治体がまだ1割だということですから、しっかりと裾野を広げることが大切であると思っております。地方創生も同じなのですけれども、多くの自治体に意識を共有していただいて、危機感を共有していただいて、そして参加をしていただく。そのことが目的を達成するための大きな力になってくるものだと思っております。

政府におきましても、先ほど来説明がありますように、全国各地で説明会や研修等の実施を行いますとともに、できるだけ早く優良事例集等をつくり上げまして、今年も地方からの提案を強力に支援してまいりたいと思っております。

地方においては、これらを活用しながら、しっかりと横串で支障をなくすための活動を広げていくことが大変重要なことであると思っております。引き続き、地方の発意による地方のための改革を進めていくために、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、事務局ともども全力で皆さんとともに頑張ったいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

大臣、本当にお忙しいところをありがとうございました。

それでは、特に御発言がなければ、これにて本日の会議を終了させていただきたいと思っております。最後まで建設的な御意見を賜り、議事運営にも御協力いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

それでは、本日の合同会議はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(以上)